

日本顎変形症学会認定医（口腔外科）制度細則

## 特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（口腔外科）制度細則

2018年6月●日総会承認

### 第1章 総則

#### 第1条

特定非営利活動法人日本顎変形症学会（以下「本学会」という）認定医（口腔外科）制度の実施における必要事項については、認定医制度細則（以下「細則」という）による。

#### 第2条

本細則は、顎変形症学会認定医（口腔外科）（以下「認定医」という）、顎変形症学会指導医（口腔外科）（以下「指導医」という）、及び研修施設の認定に係わる資格審査及び試験の実施ならびに資格更新等について定める。

### 第2章 認定医

#### 第3条

認定医の認定を申請する者（以下「認定医申請者」という）は、認定医制度規則第5章に定める認定申請資格を満たし、認定医制度規則第6章に定める申請書類を提出しなければならない。

附記：医師が本学会認定医資格取得を希望する場合、認定審査会で審議のうえ、受験資格を与える。

#### 第4条

研修実績は以下の各号を満たさなければならない。

1) 学会参加・発表；直近の5年間で学術大会参加3回以上、本学会主催の教育研修会参加1回以上を必須とする。

2) 研修単位：本細則に定める研修単位として直近の5年間で最低120単位を必要とする。

#### 第5条

診療実績は以下の各号を満たし、手術記録を提出しなければならない。

1) 申請時には30例以上の顎変形症関連手術の経験症例があることとする。顎変形症関連手術とは、(公社)日本口腔外科学会の顎変形症診療ガイドラインに記載されているものとする。

2) 代表的な術式である下顎枝矢状分割術については10例以上、Le Fort I骨切り術については5例以上の手術経験を必須とする。

3) 下顎枝矢状分割術、Le Fort I骨切り術以外の顎変形症関連手術は15例までとする。

4) 下顎の手術は片側の手術を1例と数えてよいが、両側とも執刀した症例が半数以上あることを必要とする。

5) 施設の制約上Le Fort I骨切り術を行うことができない施設に所属する申請者につい

ては、他の研修施設で行った責任執刀例手術を症例実績として認める。その場合、症例毎に双方の病院長または所属長の署名を必要とする。

附記：症例数の数え方について

- 1) 上下顎の手術を1人の術者が執刀した場合は1例と数える。
- 2) 上顎と下顎の手術を別の術者が執刀した場合はそれぞれ1例として数える。ただし申請書類にはそれぞれの手術について術者名を明記すること。
- 3) 当該症例の一連の手術に最も寄与した執刀責任者が経験症例として申請し、診療科内で他の申請者と重複しないよう整合性を図ること。同一施設内での他の申請者との重複が明らかとなった場合は申請を却下する。

#### 第6条

書類審査により申請資格ありと認められた認定医申請者に対し、筆記試験と口頭試問を行う。

#### 第7条

書類審査、試験の実施と合否の判定は認定審査会が行い、その結果を認定医制度委員会に答申する。認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ認定医資格を認定し、理事会に答申する。

### 第3章 指導医

#### 第8条

指導医の認定を申請する者（以下「指導医医申請者」という）は、認定医制度規則第7章に定める認定申請資格を満たし、第8章に定める申請書類を提出しなければならない。

#### 第9条

研修実績は以下の各号を満たさなければならない。

- 1) 学会参加・発表；直近の5年間で学術大会参加3回以上、本学会主催の教育研修会参加1回以上を必須とする。
- 2) 研修単位：本細則に定める研修単位として直近の5年間で最低120単位を必要とする。

#### 第10条

診療実績60例以上を必要とする。ただし下顎枝矢状分割術については30例以上、Le Fort I手術については10例以上を必須とする。

附記：本制度発効時に限り、指導医は10年以上の会員歴、直近の5年間で研修単位120単位以上、診療実績60例以上を満たす者は認定医との同時申請を認める。ただし下顎枝矢状分割術については30例以上、Le Fort I手術については10例以上を必須とする。

#### 第11条

認定審査会が課すテーマによる小論文の提出を必要とする。

#### 第12条



更新の診査と合否の判定は認定審査会が行い、その結果を認定医制度委員会に答申する。認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ、認定医資格を認定し、理事会に答申する。

## 第2節 指導医の更新

### 第20条

指導医資格の更新は5年毎に行うものとする。

### 第21条

指導医資格の更新を申請する者は、認定医制度規則第8章のうち、

- 1) 指導医資格更新申請書
- 2) 最近5年間の研修実績報告書
- 3) 最近5年間の診療実績報告書
- 4) 認定証 を提出しなければならない。

附記：認定医資格および指導医資格の同時更新を行う場合は、認定医資格の更新要件を満たさなければならない。

### 第22条

更新には5年間で下記の2つの実績を満たさなければならない。

- 1) 研修単位：100単位以上
- 2) 診療実績：20例以上の手術症例

### 第23条

更新の診査と合否の判定は認定審査会が行い、その結果を認定医制度委員会に答申する。認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ、指導医資格を認定し、理事会に答申する。

## 第3節 研修施設の更新

### 第24条

研修施設資格の更新は5年毎に行うものとする。

### 第25条

研修施設資格の更新を申請する施設は、認定医制度規則第11章のうち、

- 1) 研修施設更新申請書
- 2) 最近5年間の診療実績報告書
- 3) 指導医在籍証明書
- 4) 認定証 を提出しなければならない。

### 第26条

更新には5年間で100例以上の診療実績を要する。

### 第27条

更新の診査と合否の判定は研修施設審査会が行い、その結果を認定医制度委員会に答申する。研修施設診査会は、答申内容を審議のうえ、研修施設資格を認定し、理事会に答申する。

する。

## 第6章 申請の保留

### 第1節 認定医の保留

#### 第28条

認定医資格の更新時に、規定の要件を満たさなかった者は、1年に限り更新の保留を申請することができる。

#### 第29条

保留の申請は、認定医制度委員会で検討してその諾否を決定する。

#### 第30条

保留翌年の更新の再申請時には、更新時に必要な書類を提出し、その研修実績、診療実績とともに、5年間の実績の1.2倍を必要とする。(1)研修単位：120単位以上、(2)診療実績：24例以上の経験症例)

#### 第31条

保留翌年の再申請時に実績が満たなかった場合は、認定を取り消すか否か、認定医制度委員会で審議する。

### 第2節 指導医の保留

#### 第32条

指導医資格の更新時に、規定の要件を満たさなかった者は、1年に限り更新の保留を申請することができる。

#### 第33条

保留の申請は、認定医制度委員会で検討してその諾否を決定する。

#### 第34条

保留翌年の更新の再申請時には、更新時に必要な書類を提出し、その研修実績、診療実績とともに、5年間の実績の1.2倍を必要とする。(1)研修単位：120単位以上、(2)診療実績：24例以上の経験症例)

#### 第35条

保留翌年の再申請時に実績が満たなかった場合は、認定を取り消すか否か、認定医制度委員会で審議する。認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ、理事会に答申する。

### 第3節 研修施設の保留

#### 第36条

研修施設資格の更新時に、規定の要件を満たさなかった施設は、1年に限り更新の保留を申請することができる。認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ、理事会に答申する。

## 第 37 条

保留の申請は，研修施設審査会で検討してその諾否を決定する。

## 第 38 条

保留翌年の更新の再申請時には，更新時に必要な書類を提出し，その研修実績，診療実績とともに，5 年間の実績の 1.2 倍を必要とする。（診療実績：120 例以上の経験症例）

## 第 39 条

保留翌年の再申請時に実績が満たなかった場合は，認定を取り消すか否か，研修施設審査会で検討し，認定医制度委員会に答申する。認定医制度委員会は，答申内容を審議のうえ理事会に答申する。

附記：

本学会認定医，指導医については，（公社）日本口腔外科学会の資格更新が滞った場合には，認定審査会で審議のうえ判断する。また同会を退会，資格喪失した場合には本学会認定医の資格も失う。

### 1. 認定する研修内容と研修単位

・本学会主催の教育研修会出席		10 または 15 単位
		(2 時間で 10 単位，4 時間で 15 単位)
〃	講演演者	15 単位
・本学会総会・学術大会出席		20 単位
・本学会発表	：筆頭発表者	12 単位
	：共同発表者	6 単位
	：シンポジスト	15 単位
・本学会論文	：筆頭著者	25 単位
	：共著者	12 単位
・本学会以外の学会発表 ※	：筆頭発表者	8 単位
	：共同発表者	4 単位
・本学会以外の論文 ※	：筆頭著者	10 単位
	：共著者	5 単位

※：①顎変形症に関連するものと認定医制度委員会が認めものに限る。

②本学会以外の学術雑誌、学会発表については認定医制度委員会が認めたものに限る。また抄録や別刷の提出を要する。

## 2. 指定する関連学会

1. 日本口腔外科学会
2. 日本口腔科学会
3. 日本形成外科学会
4. 日本矯正歯科学会
5. 日本補綴歯科学会
6. 日本頭蓋顎顔面外科学会
7. 日本口蓋裂学会
8. 日本顎関節学会
9. 日本口腔顎顔面外傷学会
10. 日本矯正歯科学会関連学術団体（7地区学会：北海道、東北、甲北信越、東京、近畿東海、中・四国、九州）
11. 各大学主催の学内学術集会や学術集会
12. その他、認定医委員会が認めた学会

## 3. 指定する論文掲載雑誌

### 国内雑誌

1. 日本顎変形症学会雑誌
2. 日本口腔外科学会雑誌
3. 日本口腔科学会雑誌
4. 日本形成外科学会誌
5. *Orthodontic Waves* および *Orthodontic Waves-Japanese Edition*
6. 日本補綴歯科学会雑誌
7. 日本頭蓋顎顔面外科学会誌
8. 日本口蓋裂学会雑誌
9. 日本顎関節学会雑誌
10. 口腔顎顔面外傷
11. 日本矯正歯科学会関連学術団体（7地区学会）の定期刊行物
12. 各大学学内誌（顎変形症に関連する論文・要別刷）
13. その他、認定医委員会が認めた学術雑誌

### 外国雑誌

1. *International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery*
2. *Journal of Oral and Maxillofacial Surgery (AAOMS)*
3. *British Journal of Oral and Maxillofacial Surgery*
4. *Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology*



5. Oral Surgery, Oral Medicine, Oral Pathology and Oral Radiology
6. Journal of Cranio-Maxillofacial Surgery
7. Plastic and Reconstructive Surgery
8. Journal of Korean Association of Oral and Maxillofacial Surgery
9. Maxillofacial Plastic and Reconstructive Surgery
10. Journal of Craniofacial Surgery
11. Head & Neck
12. Journal of the World Federation of Orthodontists
13. The Cleft Palate-Craniofacial Journal
14. American Journal of Orthodontics and Dentofacial Orthopedics
15. Orthodontics and Craniofacial Research
16. Angle Orthodontist
17. Journal of Orthodontics
18. The European Journal of Orthodontics
19. Korean Journal of Orthodontics
20. Australian Orthodontic Journal
21. Journal of clinical orthodontics
22. Seminars of orthodontics
23. Progress in Orthodontics
24. Journal of Dental Research
25. Journal of Oral Rehabilitation

注：学術論文は、上記リストの雑誌に掲載された顎変形症に関連する論文とする。また、論文は上記雑誌に限定されるものでなく、広く顎変形症関係雑誌掲載論文を認める。ただし、その際は別刷の添付を必要とし、その内容を認定委員会が審査する。